2　道である特定広域団体は、法第十九条第一項第三号の特定道路事業交付金（以下単に「特定道路事業交付金」という。）の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類及び図面を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　法第七条第二項第四号ハに掲げる事業であって、当該特定広域団体が実施するもの（以下「特定道路事業」という。）に係る路線名及び施行期間並びに特定道路事業に要する費用に関する事項を記載した書類

二　特定道路事業に係る道路の区間を表示する図面

3　道である特定広域団体は、法第十九条第一項第四号の特定河川改良工事交付金（以下単に「特定河川改良工事交付金」という。）の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類及び図面を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　法第七条第二項第四号ニに掲げる改良工事であって、当該特定広域団体が実施するもの（以下「特定河川改良工事」という。）の種類及び施行期間並びに特定河川改良工事に要する費用に関する事項を記載した書類

二　特定河川改良工事に係る土地の区域を表示する図面

○国土交通省令第十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第七条第一項及び第十四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、港湾関係補助金等交付規則及び国土交通省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日　　国土交通大臣　前原　誠司

港湾関係補助金等交付規則及び国土交通省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

（港湾関係補助金等交付規則の一部改正）

第一条　港湾関係補助金等交付規則（昭和三十六年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行なう」を「行う」に改め、「補助金等」の下に「（社会資本整備総合交付金を除く。以下同じ。）」を加える。

第七号様式中

事業費		
事務費		
工事費		

を

事業費	
工事費	

に改める。

（特定砂防工事交付金等の限度額）

第二条　特定砂防工事交付金の限度額は、特定砂防工事に要する費用の額に三分の二を乗じて得た額に、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）第三条第一項に規定する引上率を乗じて算定した額とする。

2　特定道路事業交付金の限度額は、特定道路事業に要する費用の額に十分の八を乗じて得た額とする。

3　特定河川改良工事交付金の限度額は、特定河川改良工事に要する費用の額に十分の八・五を乗じて得た額とする。

（特定砂防工事交付金等の交付手続等）

第三条　前二条に定めるもののほか、特定砂防工事交付金、特定道路事業交付金及び特定河川改良工事交付金（以下「特定砂防工事交付金等」という。）の交付の手続、特定砂防工事交付金等の額の算定方法その他特定砂防工事交付金等の交付に関し必要な事項は、国土交通大臣が定める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（国土交通省所管補助金等交付規則の一部改正）

第二条　国土交通省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府建設省令第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「ものを除く。」を「もの（社会資本整備総合交付金を除く。）を除く。」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第六条関係）

補助金等	経費の配分の軽微な変更	内容の軽微な変更
社会資本整備総合交付金	社会資本総合整備計画（社会資本整備総合交付金の交付を受けて社会資本の整備その他の取組を行うため定められた計画をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で交付金の額に変更を生じないもの	次に掲げるもの以外の変更で交付金の額に変更を生じないもの 一　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十九条第一項第一号の特定砂防工事交付金等の交付に関する省令（平成二十二年国土交通省令第十六号。以下この表において「負令」という。）第一条第一項第一号に規定する特定砂防工事に係る全体計画（同号に規定する書類をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの 二　省令第一条第二項第一号に規定する特定道路事業に係る全体計画（同号に規定する書類をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの 三　省令第一条第三項第一号に規定する特定河川改良工事に係る全体計画（同号に規定する書類をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの
特定砂防工事交付金 特定道路事業交付金 特定河川改良工事交付金		
道整備交付金 汚水処理施設整備交付金		次に掲げるもの以外の変更で交付金の額に変更を生じないもの 一　道整備交付金を広域農道又は林道の整備に充当する場合で、当該充当額が当該年度における交付額の二分の一以上のもの 二　汚水処理施設整備交付金を集落排水施設（農業集落排水施設に限る。）又は漁業集落排水施設及び漁業集落排水施設の整備に充当する場合で、当該充当額が当該年度における交付額の二分の一以上のもの